

令和 8 年 3 月 1 2 日に改定した公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価に係る措置について

大牟田市においては、令和 8 年 3 月 1 2 日から公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価を改定していますが、国土交通省に準じて、下記のような特例措置を講じていますのでお知らせします。

記

1 特例措置の概要

「令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」といいます。）又は「令和 7 年度設計業務委託等技術者単価」（以下「新技術者単価」といいます。）を 3 月 1 2 日から適用したことに伴い、2 に定める工事等は、各契約書の約款の定めに基づき、請負代金額（業務委託料）の変更の協議を請求することができることとします。

2 対象工事又は対象業務委託

令和 8 年 3 月 1 2 日以降に契約を締結する工事又は業務委託（測量、地質、設計等業務）のうち、「令和 8 年 3 月 1 1 日以前の公共工事設計労務単価」（以下「旧労務単価」といいます。）又は「令和 7 年度設計業務委託等技術者単価」（以下「旧技術者単価」といいます。）を使用して予定価格を算出しているもの

3 具体的な取扱い

2 に定める工事等において、請負者（受注者）から請求があった場合は、次の方式により算出された請負代金額（業務委託料）に変更契約を行います。

$$\text{変更後の請負代金額（業務委託料）} = P \text{ 新} \times k$$

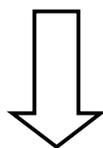
この式において、P 新及び k は、それぞれ次のとおりです。

P 新：新労務単価、新技術者単価及び当初契約時点の物価（契約時点の最新資材単価等）

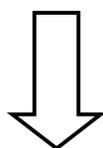
k：当初契約の落札率

今回の特例措置の流れ

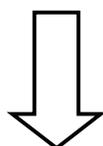
契約日が令和8年3月12日以降である工事請負契約又は業務委託か？



旧労務単価又は旧技術者単価を使用しているか？



工事請負契約約款第59条（業務委託契約約款第57条）の規定に基づき、請負業者（受注者）から請負代金額（業務委託料）の変更を請求※することができる。



※ 工事の請求方法の参考例として、工事打合せ簿（記載例）参照
業務委託では、打ち合わせ簿の様式が定められていないため任意

新労務単価、新技術者単価及び契約時点の最新単価で変更契約を締結

※ 工期（履行期間）内であれば請求は可能ですが、なるべく早い時期に請求の有無を担当課の監督職員と打ち合わせてください。